

2026 年 9 月 17 日 14 時



Setouchi Vélo 協議会事務局
国土交通省中国地方整備局
国土交通省四国地方整備局
本州四国連絡高速道路株式会社

報道関係者各位

Setouchi Vélo 協議会
「令和 8 年秋の全国交通安全運動」期間における
『シェア・ザ・ロード』啓発活動の取り組みについて
～歩行者・自転車・自動車 みんなでつくる「思いやりロード」を目指して～

セトウチ ヴェロ
Setouchi Vélo協議会（以下「当協議会」）では、歩行者、自転車（サイクリスト等）、自動車（ドライバー）が互いの立場を思いやる気持ちを基本として、道路を安全・快適に共有する『シェア・ザ・ロード』の啓発活動に取り組んでいます。

この度、「令和 8 年秋の全国交通安全運動」の期間中、当協議会に加盟する団体が一同に協力し、瀬戸内地域とその周辺地域において下記の取り組みを行います。

交通ルールの再確認と共に、“思いやりのある道路利用”を社会に広げることを目的としています。

記

1. 実施期間 9 月 21 日（月）～30 日（水） （「令和 8 年秋の全国交通安全運動」期間）

2. 実施内容

＜『シェア・ザ・ロード』チラシ配布及びポスター掲出等による啓発活動の実施＞

- ・上記期間において、交通安全キャンペーンでの PR のほか、加盟団体施設等のデジタルサイネージへの掲出など、啓発活動を強化します。
- ・チラシ配布及びポスター掲出は、通年で実施します。チラシ裏面では、2026 年 4 月に導入された自転車の青切符制度等を紹介し、自転車の交通ルール遵守を呼びかけます。

＜岡山市内中心部を運行する路線バスへの車体広告の掲出＞

- ・バスの側面及び後面に『シェア・ザ・ロード』の啓発広告を掲出し、自転車利用者や自動車運転者をはじめとする道路利用者に対し、交通安全意識の向上を図ります。

3. 実施場所

当協議会に加盟する団体の関係施設、一部配布エリアの県警管轄施設、本州四国連絡高速道路(株)が管理する一部サービスエリア・パーキングエリア(※)等の各所

※淡路 SA、与島 PA、来島海峡 SA 等

4. 実施団体数(加盟団体数) 90 団体 （2026 年 9 月時点）

以上

セ ト ウ チ ヲ ヴ ェ ロ
【参考】 Setouchi Vélo協議会とは ※ホームページ(<https://setouchivelo.jp/>)

瀬戸内地域等を、環境に配慮し安全で快適な、世界にも認められる「サイクリングの推進エリア」に育てることにより、瀬戸内地域等のブランド価値の向上を図り、持続的な地域振興を実現することを目的として、2022年10月29日に地方自治体、国、経済連合会等で構成する「Setouchi Vélo 協議会」を設立し、現在では90団体が所属する組織となっています。

※Vélo＝自転車(フランス語)



Setouchi Vélo 協議会 ホームページ
<https://setouchivelo.jp/>

- 構成団体 兵庫県、岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、
(順不同) 近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、
中国運輸局、四国運輸局、中国経済産業局、四国経済産業局、一般社団法人中国経済連合会、
四国経済連合会、一般社団法人せとうち観光推進機構、
一般社団法人四国ツーリズム創造機構、本州四国連絡高速道路株式会社
- 参加団体 南あわじ市、淡路市、神戸市、明石市、川西市、上郡町、洲本市、備前市、玉野市、真庭市、
(順不同) 美作市、新見市、津山市、総社市、高梁市、和気町、呉市、尾道市、福山市、竹原市、江田島市、
東広島市、三原市、安芸太田町、柳井市、周防大島町、大山町、南部町、米子市、境港市、
鳥取市、益田市、鳴門市、小松島市、吉野川市、三豊市、土庄町、多度津町、坂出市、観音寺市、
さぬき市、東かがわ市、小豆島町、高松市、綾川町、今治市、上島町、松山市、宇和島市、
八幡浜市、伊予市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、松前町、
香南市、いの町、宿毛市、一般財団法人本州四国連絡高速道路協会、
公益社団法人福山観光コンベンション協会、鳥取県商工会連合会、
一般社団法人小豆島観光協会

【資料配布先】

同時発表 (資料配布)	国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、 合同庁舎記者クラブ、中国地方建設記者クラブ、兵庫県政記者クラブ、徳島県政記者クラブ、 岡山県政記者クラブ、香川県政記者クラブ、高松経済記者クラブ、高知県政記者クラブ、 鳥取県政記者クラブ、島根県政記者会、広島県政記者クラブ、愛媛番町記者クラブ、 山口県政記者クラブ
問い合わせ先 (マスコミ専用)	本州四国連絡高速道路株式会社 広報 CS 課 TEL 078-291-1023(直通) 土日及び祝日を除く9時00分～17時30分

〈「シェア・ザ・ロード」チラシ・ポスター（表面）〉

みんなでつくる「思いやりロード」 SHARE THE ROAD

道路はゆずりあって使おう！

1m程度※

SHARE THE ROAD（シェア・ザ・ロード）とは？

サイクリスト等 ドライバー

歩行者、自転車、自動車がお互いの立場を思いやる気持ちを基本として道路を安全・快適に共有することを言います。

自動車が自転車の右側を通過するときは、1m程度間隔をあけましょう
※自転車等との間隔を1メートル程度確保できない場合は、時速20～30キロメートル程度で走行しましょう。

自転車を利用する皆さんへ

① ヘルメットを着用しましょう
事故による被害を軽減させるためヘルメットを正しく着用しましょう。

② 自転車保険に加入しましょう
自転車運転中のケガや相手への損害補償に備えて保険に入りましょう。

Setouchi Vélo協議会



Setouchi Vélo協議会
ホームページ



《構成団体》

兵庫県、岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、近畿地方整備局、中国地方整備局、中国地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監視部、中国運輸局、四国運輸局、中国経済産業局、四国経済産業局、(一社)中国経済連合会、四国経済連合会、(一社)せとうち観光推進機構、(一社)四国ツーリズム創造機構、本州四国連絡高速道路(株)

〈「シェア・ザ・ロード」チラシ・ポスター（裏面）〉

自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう！ 全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務になっています。

なぜヘルメットをかぶらないといけないの？

転倒時の損傷箇所の割合

転倒時の損傷部位を見ると、頭部が圧倒的多数を占めています。転倒の際に路面や縁石で強打する、あるいは自動車等との衝突で車輪に巻き込まれたり、車体や外板で強打する場合があります。

これらによって頭蓋骨骨折や脳挫傷、脳しんとうを起こすケースが多く、死亡に至っています。当然ながら、頭部に損傷を受けると、他の部位に比べ死亡割合が著しく高くなり、死亡に至る事故につながります。

まずは頭部を守る、つまりヘルメットの着用が何よりも大切であると言えます。



自転車乗用中死者の人身損傷主部位（令和3年～令和7年合計）

※令和3年～令和7年合計

※出典：「頭部の保護が重要です～自転車用ヘルメットと頭部保護帽～」

※（警察庁：<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/toubuhogo.html>）を加工して作成

◆頭部に損傷を負うと、60%超が死亡に至る重大事故に！

■自転車事故の損傷部位別／損傷程度による損傷部位

（平成21～23年：【重傷割合】＝【各損傷部位別損傷人数】／【総損傷人数】×100）



※出典「交通事故分析レポートVol.97」／（公財）交通事故分析センター（平成24年11月）

※引用「ヘルメットをかぶろう！」株式会社オージーケーカブト

<https://www.ogkkabuto.co.jp/hg/ind.html> 2025年1月13日参照

青切符（自転車の交通反則通告制度）導入について

※自転車対象とされている反則行為（下記は一例です）

令和8年4月1日～
自転車の交通違反※
が青切符の
対象に
!!

ながらスマホ
（携帯電話使用等（保持））
反則金 12,000円

遮断踏切入り
反則金 7,000円

ブレーキなし自転車
（自転車制動装置不良）
反則金 5,000円

二人乗り
（軽車両乗車積載制限違反）
反則金 3,000円

傘さし運転
（公安委員会遵守事項違反）
反則金 5,000円

並進禁止違反
反則金 3,000円

交通ルールを守って
安全運転を!!

※引用元 岡山県警察「交通安全ニュース（自転車の交通違反が青切符の対象に!!）」
<https://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/397504.pdf>
 ※詳細 警察庁「自転車の交通反則通告制度（青切符）の導入」
https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/cycle_kaisei.html

自動車を運転する皆様へ 自動車等が自転車等の右側を通過する場合の通行方法について

自動車等が自転車等の右側を通過する場合（追い越す場合を除く）において、両者の間に「十分な間隔」がないとき、

- ・自動車等は、自転車等との「間隔に応じた安全な速度」で進行（道路交通法18条3項）
- ・自転車等は、できる限り道路の左側端に寄って通行（道路交通法18条4項）しなければなりません。

【上記の自動車等の通行方法の目安】

- 自動車等が自転車等の右側を通過するときは、できる限り間隔を空けましょう。少なくとも1メートル程度間隔を空けることが安全です。
- 自転車等と1メートル程度の間隔を確保できない場合には、時速20キロメートルから30キロメートル程度で運転しましょう！

※上記はあくまで目安です。自動車等が自転車等の右側を通過する際の「十分な間隔」や「間隔に応じた安全な速度」については、自動車等と自転車等との具体的な走行状況、道路状況や交通状況等により異なります。

※参考 警察庁作成「自動車等が自転車等の右側を通過する場合の通行方法」
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/202603.pdf>